

### Ⅲ 農業経営に関する各種支援

#### 1 農地の貸借に係る助成

札幌市農地流動化奨励金制度		農政課 Tel. 211-2406
札幌市では、農振農用地区域内の農地の円滑な流動化を促進するため、農地中間管理機構との利用権設定により農地を貸借した際に奨励金を交付する「札幌市農地流動化奨励金制度」を実施しています。		
対象農地	札幌市内の農業振興地域及び農用地区域内で過去に農地流動化奨励金等の交付対象となっていない農地	
貸借の権利の種類	農地中間管理機構との利用権設定による賃借権	
賃貸借期間	6年以上	
貸し手の要件	農地所有者（農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。）	
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等</li> <li>・本市に住所がある方</li> </ul>	
交付額 (10a当たりの基準額) ※貸し手・借り手双方に交付	普通畑	20,000円
	牧草畑	5,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農地は、過去に農地流動化奨励金の対象となったことのない農地です。</li> <li>・賃借料に賃借年数をかけた額が上記基準額に満たない場合は、賃借料に賃借年数をかけた額を基準額とします。</li> <li>・奨励金は利用権を設定後、随時、交付対象者に対して市から通知し、交付申請していただきます（予算の範囲内での交付となります。）。</li> <li>・賃借権の設定期間の途中で当該契約を解約した場合、奨励金は全額返金になります。</li> </ul>	

## 2 新規就農者に対する助成

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）		農業支援課 Tel. 211-2416
<p>次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組みを支援します。</p>		
交付対象者の要件	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。</p> <p>ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。</p> <p>(4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させ、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると認められること。</p> <p>(5) 札幌市の地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>(6) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。</p> <p>※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>	
助成対象	<p>(1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであること。</p> <p>ア 機械・施設等の取得、改良又はリース</p> <p>※ 事業費が整備等内容ごとに 50 万円以上であること等、他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと。（融資に関する利子の助成措置を除く。）</p>	
助成額	<p>補助対象事業費（上限額は 500 万円）の 3/4 を超えない範囲とする。</p> <p>※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立する場合について、別の規定を設けています。詳細はお問い合わせください。</p>	

次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付します。

<p>交付対象者の要件</p>	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。                  (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。                  ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。                  イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。                  ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。                  エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。                  オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。                  (3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。                  (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると認められること。                  (5) 札幌市の地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。                  (6) 令和 4 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること（令和 7 年度の要件）。                  ※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>
<p>交付金額及び交付期間</p>	<p>12.5 万円/月（150 万円/年）を最長 3 年間                  ※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合については、別の規定があります。詳細はお問い合わせください。</p>

(P 32 参照)

### 3 経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金		農業支援課 Tel. 211-2416
<p>単収や品質の向上に向けた農業者の努力が反映されるよう、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本としつつ、営農を継続するために必要最低限の額を面積払（営農継続支払）で交付します。</p>		
数量払の交付単価（令和5～7年産）	<p>○小麦 課税事業者向け：5,560円/60kg 免税事業者向け：5,970円/60kg</p> <p>○そば 課税事業者向け：17,180円/45kg 免税事業者向け：18,010円/45kg</p> <p>※ 上記のほか、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜、なたね、でんぷん原料用ばれいしょの単価が設定されています。</p> <p>※ 品質区分や用途により上記単価は変動します。詳細はお問い合わせください。</p>	
面積払の交付単価	20,000円/10a（そばは13,000円/10a）	
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	

水田活用の直接支払交付金		農業支援課 Tel. 211-2416
<p>水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で交付します。</p>		
戦略作物助成交付単価（10a当たり）	<p>○麦・大豆 35,000円</p> <p>○WCS用稲 80,000円</p> <p>○米粉用米・飼料用米 収量に応じ、55,000円～105,000円</p> <p>○飼料作物 35,000円（※）</p> <p>○加工用米 20,000円</p> <p>※ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う場合は10,000円</p>	
産地交付金交付単価（10a当たり）	<p>○タマネギ・レタス・ホウレンソウ・コマツナの作付け 30,000円</p> <p>○馬鈴薯（種子用・でん粉原料用を除く）・一般野菜の作付け 20,000円</p> <p>○花き作付け 10,000円</p> <p>○果樹作付け 10,000円</p> <p>○そば作付け 20,000円</p> <p>※交付メニュー及び交付単価は変動する場合があります。</p>	
畑地化促進助成交付単価（10a当たり）	<p>① 畑地化支援</p> <p>ア 高収益作物 105,000円</p> <p>イ 畑作物（高収益作物以外）※1 105,000円</p> <p>※1 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等</p> <p>② 定着促進支援（①とセット）</p> <p>ア 高収益作物 20,000円（30,000円※2）×5年間</p> <p>イ 畑作物（高収益作物以外）※2 20,000円×5年間</p> <p>※2 加工・業務用野菜等の場合</p>	
交付対象者	販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農	

<b>収入減少影響緩和交付金</b>		農業支援課 Tel. 211-2416
<p>農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。</p>		
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	
内 容	<p>農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補填。</p>	

<b>農業経営基盤強化準備金制度</b>		農業支援課 Tel. 211-2416
<p>経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを支援する制度です。</p>		
対象交付金	経営所得安定対策交付金等	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金（畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金）を、農業経営改善計画などに従い農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入可能。</li> <li>○ また、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得したりした場合、圧縮記帳可能。</li> </ul>	

#### 4 日本型直接支払

多面的機能支払（農地維持支払）		農業支援課 Tel. 211-2416
交付対象者 (活動組織)	農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織等	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源の基礎的保全活動</li> <li>・ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動</li> </ul>	
交付単価	○田：2,300円/10a ○畑：1,000円/10a ○草地：130円/10a	
対象農地	農業振興地域及び農用地区域内の農地 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地	

多面的機能支払（資源向上支払）		農業支援課 Tel. 211-2416
交付対象者 (活動組織)	地域住民を含む活動組織	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域資源の質的向上を図る共同活動</li> <li>② 施設の長寿命化のための活動</li> </ul>	
交付単価	① 田：1,920円/10a 畑：480円/10a 草地：120円/10a ② 田：3,400円/10a 畑：600円/10a 草地：400円/10a ※ ①は農地維持支払と併せて取組むことが基本 ※ 農地維持支払と併せて①、②に取組む場合は、①の単価は0.75を乗じた額に減額。	
対象農地	農業振興地域及び農用地区域内の農地	

**環境保全型農業直接支払**

農業支援課 Tel. 211-2416

<p>交付対象者 (活動組織)</p>	<p>複数の農業者により構成される任意組織または一定条件を満たし市町村が認める個人・法人の農業者</p>
<p>対象活動</p>	<p>化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて有機農業や堆肥の施用などの各種取組に対して支援を行う</p>
<p>交付単価 (全国共通取組)</p>	<p>○有機農業 14,000 円/10a                  (このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り 2,000 円を加算)                  ○有機農業 (そば等雑穀・飼料作物) 3,000 円/10a                  ○堆肥の施用 3,600 円/10a                  ○緑肥の施用 5,000 円/10a                  ○総合防除                      そば等雑穀、飼料作物以外 4,000 円/10a                      そば等雑穀、飼料作物 2,000 円/10a                  ○炭の投入 5,000 円/10a</p>
<p>対象農地</p>	<p>農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地</p>

## 5 施設・設備等の整備に対する助成

札幌市新規就農支援事業		農業支援課 Tel. 211-2416
札幌市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。		
対象者	<p>青年等就農計画の認定を受けた者等であって、かつ札幌市の地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる者等及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者（三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く）</p> <p>イ 新たに経営を開始してから5年以内の法人</p> <p>ウ ア、イの者を2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体</p>	
対象事業	<p>(1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等</p> <p>(2) 農地等の改良、造成等</p>	
要件	<p>(1) 単年度で完了する事業であること。</p> <p>(2) 事業の対象となる機械又は施設等は、耐用年数がおおむね5年以上であること。</p> <p>(3) 原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。</p> <p>(4) 用地の購入や賃貸に要する費用、既存施設等の解体費用、工事を実施中又は既に完成した施設等でないこと。</p>	
実施要件	<p>(1) 導入する機械等における耐用年数を超えて経営を継続すること。</p> <p>(2) 実施する事業は、地域計画を作成した地域内で行われ、原則として、営農地が市内の農業振興地域内であること。</p>	
事業費	補助対象事業費の上限額は50万円	
補助率	100分の50以内	

**札幌市農業経営安定強化事業**

農業支援課 Tel. 211-2416

地産地消の推進・環境保全型農業・安全・安心な農畜産物の生産供給に寄与する農業者に対し、機械・施設の導入等を支援・助成し、農業経営の安定化を図ります。

**市費単独補助**

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者、認定新規就農者、中核農家（いずれも札幌市在住者に限る）</li> <li>・ 農業協同組合</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農に係る事業</li> <li>※ただし、以下の事業は対象外とする             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械・施設等の単純更新</li> <li>・ ソフト事業</li> <li>・ 倉庫やトラックなど汎用性の高い機械・施設等</li> <li>・ 消耗品（ホース等）</li> <li>・ 既存機械・施設等の撤去費</li> <li>・ 委託による弾丸暗きょ・明きょ整備など施工費のみが生じる事業</li> </ul> </li> <li>※中古品は残存耐用年数が購入日から2年以上ある機械・施設に限る</li> <li>※事業対象経費の下限額は総額税抜きで20万円</li> </ul>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合……5/10以内</li> <li>・ 中核農家……3/10以内</li> <li>※中古品は一律で2/10以内</li> <li>※一つの事業実施主体に対する補助金は、連続する3カ年合計で300万円を限度とする（農業協同組合を除く）</li> </ul>
採択基準	<p>加点方式でポイントを配分し、点数が高い者から順に採択する</p>

**国費補助事業に対する市費上乘せ補助**

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、又は位置付けられることが確実に見込まれる者</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の補助事業（農地利用効率化等支援交付金のうち、融資主体支援タイプ）に採択された事業</li> </ul>
補助率	<p>2/10以内（上限200万円）</p>

## 6 6次産業化の推進に係る助成

札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業） 農政課 Tel. 211-2406	
<p>一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みを支援するため、加工・販売施設等の整備に対して交付金を交付します。</p> <p>（市を経由して補助金を交付する国の間接補助事業です。）</p>	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6次産業化・地産地消法に基づく認定（認定総合化事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体</li> <li>・ 農商工等連携促進法に基づく認定（認定農商工等連携事業計画）を受けた農林漁業者等又は中小企業者</li> </ul>
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付対象経費に充てるために規定された資金の貸付又は出資を受けていること</li> </ul>
交付率	<p>交付対象経費の 3/10 以内</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する事業は 1/2 以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村戦略に基づき実施する事業</li> <li>・ 事業計画の開始から 2 年以内に障がい者雇用を行う事業</li> </ul>
交付金の額の算出	<p>次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内</p> <p>ア 交付対象経費に 3/10（交付率が 1/2 以内の場合は 1/2）を乗じて得た額</p> <p>イ 交付対象経費に充てるために貸付等を行う資金の額</p> <p>ウ 交付対象経費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額</p>

## 7 農業金融制度

農業支援課 Tel. 211-2416

担い手農業経営者向けの農業金融制度があります。農業協同組合、銀行等の融資機関で相談対応することができます。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	
<p>認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な農地の取得、機械・施設の投資などの長期資金を対象とする融資です。</p>	
対象	認定農業者
融資機関	日本政策金融公庫
用途	農地等の取得、改良・造成、農機具の整備、農産物の加工販売施設の取得、家畜・果樹等の導入、負債の整理など
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付限度額＝個人 3 億円、法人 10 億円</li> <li>○償還期限＝25 年以内</li> </ul>

<b>クイック融資</b>	
比較的小額の資金が緊急で必要となった場合に、最短1週間で無担保・無保証人により行われる融資です。	
対象	認定農業者（特定の者を除く）
融資機関	日本政策金融公庫
用途	※スーパーL資金の融資条件と同じ（負債整理等は含まない）
内容	○貸付限度額＝500万円 ○償還期限、金利などは、スーパーL資金の融資条件に基づきます。

<b>青年等就農資金</b>	
認定新規就農者が青年等就農計画を達成するために必要な長期資金を対象とする融資です。札幌市農業金融制度総合推進会議の認定を受けた事業に限られます。	
対象	認定新規就農者
融資機関	日本政策金融公庫
用途	農地等の改良・造成（※）、農機具の取得、施設の整備、果樹等の購入・育成、借地料の一括支払いなど ※農地の取得は対象外
内容	○貸付限度額＝3,700万円 ○償還期限＝17年以内 ○利率＝無利子

<b>経営体育成強化資金</b>	
認定農業者以外の担い手農業者に対して前向きに経営改善を行うための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金との双方を対象とする融資です。	
対象	認定新規就農者など
融資機関	日本政策金融公庫
用途 (前向き投資)	農地等の取得、改良・造成、農機具の取得、家畜・果樹等の購入・育成、農産物の加工販売施設の取得、事業の再生・整理継承など
内容	○貸付限度額＝個人1億5,000万円、法人5億円 ○償還期限＝25年以内

<b>農業改良資金</b>	
新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始等にチャレンジする農業者を支援するための融資です。	
対象	農商工等連携促進法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業を営む者等
融資機関	日本政策金融公庫
使途	施設の改良・造成、取得、永年性植物の植栽・育成、家畜の購入・育成、農業用機械の賃借料等の一括支払い、品種転換など
内容	○貸付限度額＝個人5,000万円、法人1億5,000万円 ○償還期限＝12年以内 ○利率＝無利子

<b>農林漁業セーフティネット資金</b>	
自然災害や社会的・経済的環境変化等により、農業経営の維持安定が困難となった場合に、一時的影響に緊急的に対応するために必要な資金を確保するための融資です。	
対象	認定農業者、認定新規就農者など
融資機関	日本政策金融公庫
使途	災害（台風、冷害、干ばつ等）により被害を受けた経営の再建、行政指導（家畜の殺処分、移動制限等）による経済的損失を受けた経営の維持安定、社会的又は経済的環境（物価高騰、農林水産物の不作等）の変化等により悪化した経営の維持安定
内容	○貸付限度額＝600万円（ただし書きあり） ○償還期限＝15年以内

<b>農業近代化資金</b>	
意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な資金を長期かつ低利で確保するための融資です。	
対象	認定農業者、認定新規就農者など
融資機関	農協等民間融資機関
使途	農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の造成、果樹等永年性植物の植栽、家畜の購入・育成、農地の改良、長期運転資金など
内容	○貸付限度額＝個人1,800万円、法人2億円 ○償還期限＝資金使途によって7～20年以内

札幌市鳥獣被害防止対策事業			
<p>「札幌市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣による農業被害防止対策を講じるため、電気柵の新設等に要する経費の一部を助成しています。</p>			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者（認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家）</li> <li>販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家）</li> <li>農業協同組合</li> <li>市長が認定した市民農園の開設者</li> </ul>		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵の新設</li> <li>電気柵の機能向上のための更新</li> <li>その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの</li> </ul>		
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度に本事業により農業用施設等を整備すること</li> <li>受益地は市内の現に耕作されている土地もしくは事業計画書に記載する当該年度の耕作予定地とすること</li> <li>※ 当該地以外を受益地に含めることで費用対効果の向上が見込まれる場合等については、この限りではない</li> </ul>		
	対象事業	交付率	上限額
	電気柵の新設	80/100	30万円/年度
	電気柵の機能向上のための更新	50/100	10万円/年度
	その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの	30/100	10万円/年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度における予算の範囲内で補助金を交付します。</li> <li>事業実施年度の3月末日までに、本事業による電気柵等の設置による鳥獣による被害状況の変化について、事業評価報告書を提出していただきます。</li> </ul>			